

■第2次貝塚市人権行政基本方針（素案）に対するパブリックコメント結果

実施期間：令和5年2月28日（火曜日）～令和5年3月15日（水曜日）

意見提出方法：郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参

提出者数・件数：個人1名から、合計16件の意見をいただきました。

寄せられたご意見についての貝塚市の考え方は以下のとおりです。

意見	該当箇所	意見の概要	市の考え方・変更点
1	1～2ページ 国際的な動向	<p>市長が諮問する「社会情勢の変化」には、昨年から続くロシアによるウクライナへの侵攻など、『戦争と平和』に関する課題も含まれていると考えます。（のちにその他の課題の中で触れられているようですが）</p> <p>戦争こそ最大の人権侵害であると考えていますが、本基本方針の改定時における情勢を明確に示しておく上で、きっちりとした情勢認識がなされておく必要があると思いますが、不足してはいませんか。年表に明記できる事象のみにとどめたという解釈で良いでしょうか。</p>	<p>戦争こそ最大の人権侵害であると認識しております。今も世界では様々な紛争がありますが、そのことはご指摘のとおり、第2次貝塚市人権行政基本方針（素案）（以下、回答において「素案」という。）P45「4人権に関する個別問題ごとの取組みの方向」の項目『⑦平和と人権』で記載しております。</p> <p>国際的な動向は、わが国並びに本市の人権擁護のための取組みの前提となっている、国際連合において採択された国際規範や宣言、条約などの歴史的経過について主に示すことを趣旨としています。</p>
2	3～5ページ わが国の動向	<p>上記の国際的な動向についてと、ほぼ同様の主旨ですが、年表に明記できる事象のみにとどめたという解釈で良いでしょうか。</p> <p>2011年には東北で大規模災害が発生し、原発問題などに関わって「福島差別」などという言葉と事象が現れましたが、踏まえるべきではありませんか。</p> <p>ほかにも近年「ヤングケアラー」という言葉に表されるような、少子高齢化と福祉施策の課題としてクローズアップされているようにも思いますし、人権課題であると認識するのですが、それらは別途福祉施策や教育施策で対応の方針化されるものと考えてよいでしょうか。</p>	<p>わが国の動向は、国連の動きを踏まえ、地方公共団体を含むわが国の人権擁護のための取組みの基礎となっている法律の制定などの歴史的経過について主に示すことを趣旨に作成したものです。</p> <p>災害やヤングケアラーについての課題に関しましては、個別の課題として記載しております。</p> <p>平成23（2011）年3月11日に発生した、東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、素案P44「4人権に関する個別問題ごとの取組みの方向」の項目『④災害と人権』に、ヤングケアラーにつきましては、素案P26『（2）子どもの人権』の項目に含有しています。人権課題の取組みとしましては、ヤングケアラーの問題を正しく理解し「子どもの権利」を守ることにつながる啓発に取り組んでまいります。</p>

意見	該当箇所	意見の概要	市の考え方・変更点
3	5～6ページ 大阪府の動向	<p>わが国の動向の部分では、日本国憲法の施行、同和対策審議会答申など、キーポイントとなるものに触れておられますが、大阪府でも同様に施策展開がなされているように思います。</p> <p>P6でいう年表以前にもポイントとなる事象はあるようにも思いますが、それらは踏まえておく必要はありませんか。</p> <p>平成17年当初の人権行政基本方針のときに踏まえられていることだと認識して、省かれているのでしょうか。</p> <p>施行規則まで踏み込むと煩雑になるのは理解しますが、令和2年には部落差別調査等規制等条例施行規則の中で重要な改正がなされていますが、それらは紙面の都合により明記されていないだけなのでしょうか。</p>	<p>府における現在までに至る取組みは、以前の取組みの積み重ねの上に行われてきたものと考えており、本市の方針の基本的な考えは記載の大阪府の動向と何ら不整合が生じるものではないと認識しております。</p> <p>施行規則については、ご意見のとおり煩雑になることと、他の条例でも同様に重要な改正などが行われていることなどを踏まえ、他の条例とのバランスを考慮した記載としています。</p>
4	7ページ 貝塚市での取組み	<p>上記の大阪府の動向についてと、ほぼ同様の主旨ですが、貝塚市においても今回記されている以前の状況もあるように思いますが、そのあたりは踏まえておく必要はありませんか。</p>	<p>本市での人権に関する実質的な取組みは、平成6（1994）年12月の「貝塚市人権擁護に関する条例」の制定が契機であり、本方針の前身である平成17（2005）年4月に策定した「貝塚市人権行政基本方針」は条例を踏まえて策定したものです。そのため、主に平成6年以降の動向について記載しています。</p>
5	7ページ 貝塚市の人権に関する動向（年表）	<p>平成23年（2011年）の『本人通知制度施行』という言葉では何のことが解らないように思うのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>ご意見に配慮し、「本人通知制度」については、素案の資料に記載する「8 用語説明」において下記のとおり解説します。</p> <p>「本人通知制度：貝塚市が、住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人（事前に本市への登録が必要）に交付したことをお知らせする制度。本市では平成23(2011)年7月から導入しています。」</p>

意見	該当箇所	意見の概要	市の考え方・変更点
6	8ページ アンケート調査の結果でみる市民の人権意識	P51の策定経過表を見るに、ここでいうアンケートは市民意識調査だと思うのですが、言葉は統一したほうがよくないでしょうか？	ご意見を踏まえ、「アンケート調査」を「市民意識調査」に表記を変更いたします。
7	8ページ アンケート調査の結果でみる市民の人権意識	P1から続く「国際的な動向」「わが国の動向」「大阪府の動向」「貝塚市での取組み」と続く『第1章 人権をめぐる動向・背景』の中に組み込まれるものではなく、この度の市長の諮問にある「社会情勢の変化」をまず初めに踏まえるべき背景として、今回のP1～7があったもので、今回の諮問を受けた審議過程の中でアンケートの必要性が議論され、実施されたものと推察されます。 『動向・背景』という第1章ではなく、独立した項目として整理されるべきものと考えますがいかがでしょうか。 それとも、当該基本方針改定版のまとめ方としては、アンケート調査結果も背景の一つとして整理されるのでしょうか。	素案P8からP13は、方針策定の背景を示す趣旨で、調査結果を記載しております。

意見	該当箇所	意見の概要	市の考え方・変更点
8	8 ページ アンケート調査の結果でみる市民の人権意識	単純に「～を実施した」から文章としては始まる訳ですが、何故アンケートを実施するに至ったのか、何故する必要があったのか、を明記する必要はありませんか。	ご意見を踏まえ、素案の資料P53「7 人権問題に関する市民意識調査の実施概要」に意識調査実施の経緯を下記のとおり追記します。 「平成17(2005)年4月に「貝塚市人権行政基本方針」を策定後18年が経過し、現在までの間、SNSなどインターネット上の人権侵害の多様化、性的少数者の人権、さらに新型コロナウイルス感染症に関連した様々な人権課題が顕在化するなど、人権問題は多様化・複雑化しています。一方、社会経済情勢の変化とともに市民の人権にかかわる意識や態度は変化してきているものと考えられます。そのような人権をめぐる状況の変化を踏まえ、市民の人権に関する意識や考え方を分析し、基本方針を見直す上での問題点を把握するとともに、今後の人権施策を推進する基礎資料として活用するため意識調査を実施しました。」
9	8 ページ アンケート調査の結果でみる市民の人権意識	「資料編53ページ」という文言がありますが、資料編は添付されていないため、コメントできません。どういふことでしょうか。どこか別で参照できるのでしょうか。	素案P47以降に記載しているものが資料編であり、ご指摘の箇所は、資料編の「7 人権問題に関する市民意識調査の実施概要」(P53)が該当します。 表記がわかりにくいため、素案P8「資料編・」の文言を削除いたします。

意見	該当箇所	意見の概要	市の考え方・変更点
10	8ページ アンケート調査の結果でみる市民の人権意識	<p>今回実施したアンケートの単純集計結果とそれに対する分析としては理解します。</p> <p>しかし、今回のアンケート調査以前にも（たとえ相当前の話だとしても）市民の人権に関する意識を調査したことはあると思うのですが、その以前の市民意識との比較が無いように思います。</p> <p>平成17年の当初基本方針策定から17年の時が経過し、当初基本方針のもと実施された施策による結果をまず踏まえる（要は比較する）ことで現在の状況が浮き彫りになり、整理された課題として明確になり、その課題を克服するための方針が導きだされるものと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>それとも「資料編53ページ」にその比較はなされているのでしょうか。</p>	<p>基本方針の改定にあたり、市民の人権問題に関する意識を反映すべく意識調査を実施いたしました。近年の新たな人権課題を踏まえた市民の現状を把握したく、人権擁護審議会の審議を経て調査項目を整理し、今後の意識調査実施の際、経年比較し課題把握に努めます。</p>
11	53ページ 人権問題に関する市民意識調査の実施概要	<p>今回のアンケートは2,000人による無作為抽出で695名（34.8%）の回答を得たとのことですが、この34.8%という数値は市民の人権に関する意識と現状を踏まえるうえで十分な数字という判断でしょうか？</p> <p>それとも統計学的には問題ないということでしょうか？</p>	<p>今回の調査は、18歳以上の市民の中から2,000人を無作為に抽出し実施した、いわゆる「標本調査」に該当します。695名のかたに回答をいただきましたので、今回の調査について18歳以上の市民全体における回答比率の誤差範囲は±3.7%の間にあることが推測できます。誤差が0に近づくほど、市民全体の回答と等しくなるため、誤差範囲±3.7%は比較的精度が高く統計的には問題がないと考えられます。</p>
12	17ページ 人権教育・啓発の推進	<p>教育分野に掛かる人権の課題については、到底この短い文書で収まらない範囲であると思いますが、教育分野については「平成12年策定の人権教育基本方針」の中で整理されるものという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>市長の諮問範囲に教育委員会部局の分野まで及ぶのかという問題はありますが、その人権教育基本方針に至っては22年間の時を経ている中で、現状を踏まえての見直しの議論はあるのでしょうか？</p>	<p>ご意見のとおり、学校教育における人権教育は、「人権教育基本方針」で定めた取組みの方針に沿って推進しています。また、「人権教育基本方針」の改定も今後予定しております。</p>

意見	該当箇所	意見の概要	市の考え方・変更点
1 3	2 3 ページ～ 人権に関する個別 問題ごとの取組み の方向	P 2 3 以降、個別の課題ごとに【経過】【現状】【課題】と整理されていますが、【課題】の文章のつづきにある、「次の取組みを進めます」の改行後の『・』が『方針（方向）』であると思います。 単純に、表現の問題ですが、【方針（あるいは方向）】として明記するほうが当該基本方針書の『方針部分』として解りやすいと思いますがいかがでしょうか？	「取組み内容」と標題を付します。
1 4	4 6 ページ 実施体制	市長を本部長とした推進本部での取組みを充実させるとありますが、現状がどうであるか、課題はどうであるかは、書かれていないように思いますが、どうでしょうか。踏まえるべきではありませんか。	改正後の基本方針に基づき、素案に記載の推進体制により取り組んでまいります。
1 5	4 6 ページ 実施体制	審議会においても～市民の意見が反映されるよう充実を図るとありますが、その方法はどのようなものでしょうか。具体的に明記できませんか？ 「当事者参画」や「市民公募」などの方策があるかと思いますが、そういう意味ではないのでしょうか？	審議会においては、人権問題に関して識見を有する大学教授や弁護士のほか、関係行政機関の職に加え、市内の各団体を代表して市民の方が審議会委員として参画しているところです。また、市民意識調査の結果やパブリックコメント等の市民からの意見を審議会に反映してまいります。 市民公募委員等審議会の構成につきましては、今後検討してまいります。
1 6	市民説明会について	3月7日の市民説明会というものはHP上で案内等があったのでしょうか？	本市ホームページに掲載した「第2次貝塚市人権行政基本方針（素案）のパブリックコメント実施について」及びFacebook（フェイスブック）、LINE（ライン）において、市民説明会の開催日時等について告知をしています。